

公益社団法人高砂市シルバー人材センター
役員報酬等及び費用弁償に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人高砂市シルバー人材センター定款第 26 条の規定に基づき役員の報酬等の総額を定めるとともに、役員の費用弁償について定めることを目的とする。

(報酬等の総額)

第2条 報酬等の総額(最高限度額)は、理事 600,000 円以内、監事 100,000 円以内とする。

(報酬等の支給基準)

第3条 理事の報酬等の支給基準は、前条に定める理事の報酬等の総額の範囲内において、その職務、勤務形態等を勘案して、理事会で決定するものとする。

2 監事の報酬等の支給基準は、前条に定める監事の報酬等の総額の範囲内において、監事の協議により決定するものとする。この場合において、会員の中から選任された監事の報酬は、理事の報酬との均衡を考慮して決定しなければならない。

(費用弁償)

第4条 役員が職務に従事するため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

(委 任)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年5月27日から施行する。